

川崎市交通局安全運転指導教育実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市交通局における事業用自動車の運転に係る事故防止に関する安全運転指導教育（以下「指導教育」という。）の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

(教育対象者)

第2条 指導教育の対象者は、川崎市交通局の事業用自動車を運転中に事故惹起した自動車運転手から、事故の形態、責任割合等を勘案して決定する。

2 整車、調査等のため事業用自動車、応急車等を運転中に事故惹起した、自動車運転手以外の職員から、事故の形態、責任割合等を勘案して、指導教育の対象者を決定することができる。

(教育内容)

第3条 指導教育は、次の内容により行う。

- (1) 講話
- (2) ドライブレコーダによる検証
- (3) 適性検査
- (4) 事故事例の研修
- (5) その他

(教育指導員)

第4条 教育指導員は、別表左欄に掲げる者とし、別表右欄に掲げる内容を指導する。

2 自動車部長は、教育指導員を代表する。

3 指導教育の進行は、自動車部安全・サービス課担当係長が担当する。

(実施日)

第5条 指導教育は、必要に応じて実施する。

(事務局)

第6条 指導教育の事務局は、自動車部安全・サービス課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、指導教育に関して必要な事項は、教育指導員が協議して定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成15年 5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年 6月 4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年 6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

別表（第4条関係）

教育指導員及び指導内容

指 導 員	指 導 内 容
自動車部長	総括的講話
庶務課長	服務、身分及び処分に関する講話
安全・サービス課長	事故原因に関する講話
安全・サービス課担当係長	ドライブレコーダによる検証及び、適性検査等の診断結果に基づく指導、事故分析